

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

三 役 会 運 営 規 程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター 三役会運営規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）理事会及びセンターの事業運営を円滑に行うことを目的として設置する三役会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 三役会は、理事会に上程する事項に関して事前に審議するものとし、理事会決議を代替することはできない。

（構成）

第3条 会長、副会長及び常務理事の三役によって構成する。

（開催）

第4条 三役会の開催は、必要に応じて三役同意のうえ開催するものとする。

（諮問機関）

第5条 三役会は、別に定める委員会、センター事務局等を諮問機関とする。

（関係者の出席）

第6条 三役会は、必要に応じて三役以外の者を参加させて意見を求めることができる。

（報酬）

第7条 報酬は、センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。ただし、前条に定める者で、理事及び監事、職員以外の者については、センター諸謝金等の支給に関する規程に準じて支給するものとする。

（改廃）

第8条 この規則の改廃は理事会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程（第7条第1項）は、平成29年度定時総会において、公益社団法人四街道市シルバー人材センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程の改定が議決され、施行される時より施行する。